別紙１－３　財務諸表評価方式（不動産取引型法人）

貸借対照表上の純資産		損益計算書上の経常損益					
		経常損益が黒字	経常損益が赤字				
			経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合				
			20分の１未満	20分の１以上10分の１未満	10分の１以上５分の１未満	５分の１以上２分の１未満	２分の１以上
資産超過		A	A	A	B	C	D
債務超過		経常損益が黒字	経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合				
			20分の１未満	20分の１以上10分の１未満	10分の１以上５分の１未満	５分の１以上２分の１未満	２分の１以上
	債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満	B	B	C	D	E	E
	債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満	C	C	D	E	E	E
	債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満	D	D	E	E	E	E
	債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満	E	E				
	債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額以上	E	E				

※　A、B、C、D及びEとは、債務区分のA（正常償還見込債務）、B（地方公共団体要注意債務）、C（地方公共団体負担懸念債務）、D（地方公共団体実質管理債務）、及びE（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいう。